

2月の無料相談

※祝日を除く

相談名	日	時	場	所	主な相談内容(相談員)	
市民法律相談	毎週火曜日	13:30~16:00			法律が関係する困りごと(弁護士) ※予約制(相談日の2週間前の火曜日から)	
司法書士相談	10日(水)	13:30~15:30	広報広聴課	(☎内線2376)	相続・贈与などの登記、遺産分割、その他法律問題(司法書士) ※予約制	
行政書士相談	18日(木)	13:30~16:30			相続や契約書(賃貸・売買・雇用・介護)の作成などに関する事(行政書士) ※予約制	
総合労働相談	12日(金)	13:30~16:30	広報広聴課		労働・社会保険関係、働き方改革関連など(社会保険労務士) ※予約優先(☎029-350-4864)	
土地家屋調査士相談	3日(水)	13:30~15:30	広報広聴課		土地の境界問題や建物の登記に関する事(土地家屋調査士) ※予約優先(☎029-259-7400)	
行政相談	17日(水)	13:30~15:30	広報広聴課	(☎内線2376)	国や県・市など、行政全般に関する困りごと、悩みごと(行政相談委員)	
市民相談	月~金曜日	8:30~17:15	広報広聴課	(☎内線2376)	市に対する要望、苦情、意見など(担当職員)	
税務相談	一時中止		税理士会土浦支部	(☎824-5055)	税に関する事(税理士) ※予約制(予約時間10:00~14:00)	
心配ごと相談	毎週水曜日	13:00~16:00	社会福祉協議会	(☎821-5995)	日常生活の困りごと、悩みごと(専門相談員)	
消費生活相談	月~金曜日	9:30~16:30	消費生活センター	(☎823-3928)	商品、契約や多重債務などのトラブル(消費生活相談員)	
家庭児童相談	月~金曜日	8:30~17:15	こども相談課	(☎内線2393)	18歳までの子どものすべてについて(家庭児童相談員)	
育児相談	月~金曜日	9:30~16:30	地域子育て支援センターさくらんぼ	(☎823-1288)	乳幼児のしつけ、生活習慣(保育士)	
早期療育相談	月~金曜日	9:00~17:00	療育支援センターほか	(☎822-3411)	言葉の遅れや落ち着きがないなど、子どもの発達、行動面に関する事(早期療育相談員)	
青少年相談	火~土曜日	10:30~17:00	青少年センター	(☎823-7838)	青少年についての困りごと(相談員) ※電話相談可	
教育電話相談	月~金曜日	9:00~16:00	教育相談室	(☎823-7837)	不登校やいじめなどの早期解決と防止(教育相談員)	
交通事故相談	月、水~金曜日 (第3水曜日は弁護士相談)	9:00~16:45 (13:00~16:00)	土浦合同庁舎県南地方交通事故相談所	(☎823-1123)	交通事故に関する事(県委嘱相談員、弁護士)	
人権相談	月~金曜日	8:30~17:15	水戸地方法務局土浦支局	(☎821-0792)	家庭内の問題、いじめ、差別など(人権擁護委員、担当職員)	
生活相談	毎週水曜日	13:00~16:00	新治地区公民館	(☎862-2900)	生活上のこと、人権にかかわること(生活相談員)	
精神保健相談	2日(火)	14:30~16:30	土浦保健所	(☎821-5516)	精神障害者の医療などに関する事(精神科医師) ※予約制、1日2件まで。日時が変更になる場合があります。	
	19日(金)	14:00~16:00				
女性のための	フェミニスト相談	3日・17日・24日(水)	男女共同参画センター	(☎827-1107)	夫婦のこと、対人関係や職場でのトラブルなど(専門の女性カウンセラー) ※予約制	
		13日(土)				10:00~14:40
		一般相談				12日(金)、26日(金)

消費生活センター ぐらしの豆知識

☎消費生活センター(☎823・3928)

軽い気持ちがほんのひとこら

若者に多いトラブルから

若者は、インターネットやSNSを通してトラブルに巻き込まれることが多く、SNSを介して知り合った人を信用して勧誘され契約に至るケースや、インターネット広告を見て安易に申し込んでしまうなどのケースがあります。

※SNS：登録された利用者同士が交流できるWEBサイトの会員制サービス

【マルチ商法・マルチまがい商法の相談事例】

「このUSB教材を使えば投資でもうかる」、「この商品を友達に紹介すると簡単にもうかる」などと誘われた。お金がないと断ったが、学生ローンを使えばいいと勧められ、契約をしてしまった。投資でもうけることができず、借金だけが残ってしまった。

【定期購入の相談事例】

「500円で試せる」というインターネット広告を見て、サプリメントを申し込んだ。翌月に同じ商品が届き、4回継続が条件の定期購入であることがわかった。今回届いた商品を返して、解約したい。

トラブルを防ぐポイント

- 一度交わした契約は、一方的に止めることはできません。契約前によく確認しましょう。
- おいしい話には裏があります。うのみにしてはいけません。
- 借金をしてまで契約を交わす必要があるか、じっくり考えましょう。

・通信販売の場合、返品や交換ができるか、継続して購入することが条件になっていないかなどを、契約前に確認しましょう。

困ったことがあったら、消費生活センターにご相談ください。